

平成29年度「緑の募金」事業事務手続

とちぎ緑づくり推進事業

学校緑化推進事業

1 事業主体

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、盲・聾学校（以下「学校」という。）

2 事業の内容

学校の校庭、学校林等を利用した緑や花づくり

3 助成の対象

苗木、樹木、種子、草花、肥料、農薬、用具、器械、器具、プランター、支柱、保護柵、標示板等

4 助成額 学校募金額の50%以内

5 手続

- (1) 学校緑化推進事業の助成金を受けようとする学校は、「緑の募金」学校緑化推進事業計画書・助成金請求書（様式-1）を理事長あて提出する。
- (2) 理事長は、事業計画書・助成金請求書の提出があったものについて、別に定める公募事業等審査会に諮り、事業実施の可否等を決定し、適当と認められた時は、学校が指定する口座に送金する。
- (3) 助成金を受けた学校は、事業終了後、速やかに「緑の募金」学校緑化推進事業（助成金）実績報告書（様式-2）を理事長あて提出する。
- (4) 学校緑化推進事業計画書・助成金請求書（様式-1）及び同実績報告書（様式-2）は、押印の上添付書類も含め、郵送、FAX、メールのいずれかにより提出する。

6 事業の明示（広報）

この緑化推進事業には「緑の募金」を活用している旨を明示し、周知を図ること。
（標識板等の設置、学校のホームページ、学校便り等の印刷物への記載等）